

Client Alert

29 September 2022

本アラートに
関するお問い合わせ先:



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



増本 充香
カウンセラー
03 6271 9534
mika.masumoto@bakermckenzie.com



佃 浩介
アソシエイト
03 6271 9510
kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com

企業の上級役員に対する証言録取の申立てに 関する昨今の米国裁判所の動向

本クライアントアラートでは、昨今米国の裁判所において興味深い判断が示されている企業の上級役員に対する証言録取（Deposition）の申立てに関する apex doctrine について取り上げたい。

米国訴訟では、訴訟提起後トライアル（Trial）の手続に入る前に、当事者間で、相手方が保有する証拠の開示を求め、また自身が保有する証拠を相手方に対し開示するディスカバリー（Discovery）の手続がある。ディスカバリーでは、事案に関連する文書やメール、保存データ等を開示する文書開示（Document Production）だけではなく、事案に関連する会社の従業員や第三者等に対する証言録取も実施される。

証言録取では、訴訟の相手方が、事案に直接関係しておらず、関連する情報を有しているとは思われない上級役員を証人として求めてくることがある。米国訴訟では、真実発見の観点からディスカバリーを広く認めるべきであるとの考えが原則ではあるが、このような証言録取の申立ては、いわば嫌がらせ目的であったり、和解を強制する目的として使われることも多く、紛争解決に直接結びつかず、むしろ企業の業務に支障を来すとの懸念が提起されている。そして、このようなディスカバリーの濫用とも思われる証言録取の申立てがなされた場合、企業として当該申立てを拒否するために用いる法理が apex doctrine である。


昨今、ジョージア州最高裁判所はこのような apex doctrine の適用を認めない判断をし、一方でフロリダ州最高裁判所は、初めて apex doctrine をフロリダ州民事訴訟規則に組み入れる形で成文化した。

日本企業が米国訴訟に巻き込まれた場合、相手方から上級役員の証言録取を求められる可能性は低いと思われ、昨今の各州の裁判所の動向は極めて有益であると思われるため、以下紹介したい。

1. apex doctrine の概要

一般的に、ディスカバリーの申立てが、嫌がらせや濫用である場合、過度の負担を生じさせる場合等、「正当な理由（good cause）」が認められる場合には、裁判所は、保護命令（Protective Order）により、ディスカバリーを禁じたり、一定の条件を課すことが可能である。

保護命令の申立てでは、証言録取を拒む当事者が「正当な理由」の存在について立証責任を負っているが、apex doctrine とは、このような一般原則に変わって、企業の上級役員に対する証言録取の申立てについては、①当該証人が上級役員であり、②事案に関連する固有の個人的知識を有しておらず、③当該証人により開示される情報は他のより侵襲的でない方法（他の従業員の証言録取を行う等）により取得することができる場合には、保護命令における



「正当な理由」の存在を推定したり、立証責任を転換する等、別の判断枠組みを用いる法理である。

このような apex doctrine を認めるか否かについては、連邦裁判所及び各州の裁判所で判断が分かれている。

2. ジョージア州最高裁判所が apex doctrine の適用を否定した事例 (General Motors, LLC v. Buchanan et al. 事件¹)

ジョージア州最高裁判所は、2022年6月1日、以下のとおり判断し apex doctrine の適用を否定した。

Robert Randall Buchanan の妻である Glenda Marie Buchanan は、2014年11月、General Motors, LLC の前身である General Motors Corporation (以下、総称して「GM」) が製造した 2007年製 Chevrolet Trailblazer を運転中に単独事故を起こし死亡した。Robert Randall Buchanan は GM に対し、死亡事故の原因は車の電子安定制御システムの構成部品の欠陥であると主張し、賠償金及び懲罰的損害賠償を求める訴訟を提起した。

同訴訟において Buchanan は GM の CEO の証言録取を求めた。そこで、GM は、当該 CEO は本事案について固有の情報を有しておらず、同人が有する情報については他より侵襲的でない方法により入手ができると主張して、裁判所に対し、ジョージア州の法律²に基づき証言録取を禁止する保護命令を求めた。当該申立てにおいて、GM は、apex doctrine を適用したとされる連邦地方裁判所の判例を主として挙げ³、apex doctrine は保護命令の「正当な理由」を判断するための適切な指針であるとして、同法理を適用するよう求めた。


GM は、apex doctrine について、上級役員の証言録取の申立てに対し保護命令を認める「正当な理由」の判断にあたっては、①当該役員の組織における役割や責任を考慮した上で十分に上級な役員であるか否か、②証言録取によって開示されることを求められている事実が適切に開示され得る程度、③当該役員は関連する事実について固有の個人的情報を有しているか否か、④文書でのディスカバリーや他の証人の証言録取といった他の代替的方法によって同じ事実が開示され得るか否かを考慮すべきであると主張した。また、GM は、保護命令を求める側が「正当な理由」について最初の立証責任を負うが、当該証人が上級役員であり、適切に開示され得る固有の個人的知識を有

¹ General Motors, LLC v. Buchanan et al. No. S21G1147, 2022 WL 1750716 (Ga. June 1, 2022)

² Official Code of Georgia Annotated (OCGA) § 9-11-26 (c) Protective orders. Upon motion by a party or by the person from whom discovery is sought and for good cause shown, the court in which the action is pending or, alternatively, on matters relating to a deposition, the court in the county where the deposition is to be taken may make any order which justice requires to protect a party or person from annoyance, embarrassment, oppression, or undue burden or expense, including one or more of the following:

(1) That the discovery not be had;....

³ なお、ジョージア州最高裁判所は、多くの裁判所において apex doctrine は拒否され又は適用しないと判断されているとし、同法理を名指しで判断した唯一の連邦控訴裁判所の事案 (Serrano v. Cintas Corp., 699 F3d 884 (6th Cir. 2012)) においても、連邦裁判所規則による保護命令を正当化するためには、個別の特定の事実により立証されなければならないと判断しているとする。



しておらず、開示され得る情報は他の方法で取得可能であることを示した場合、その立証責任は充たされると主張した。

ジョージア州地方裁判所及び控訴裁判所は、いずれも apex doctrine の適用を認めず、GM は保護命令を認めるための「正当な理由」の存在について立証ができていないと判断したことから、ジョージア州最高裁判所に上訴された。

ジョージア州最高裁判所は、ジョージア州の法律は、連邦民事訴訟規則よりも広い範囲で証拠開示を認めており、「正当な理由」の証明責任は保護命令の申立人に課されていることが明確にされているとし、上級役員であること、関連する事実について固有の個人的知識を有していないこと、他の情報源から情報が取得可能であることは、「正当な理由」の判断において考慮すべきであるが、役員が十分に高い地位にあり、他の方法では入手できないような固有の個人的知識を有していないことを立証することで、「正当な理由」が推定され、又は決定的に充足されたと判断することはできないとした。

このように、ジョージア州最高裁判所は、上級役員に対し特別の判断枠組みを設ける apex doctrine の適用を否定し、具体的な事実関係に基づき、裁判所の裁量に基づいて保護命令の「正当な理由」の有無が判断されるべきであると判断した。

3. フロリダ州最高裁判所における apex doctrine の成文化

一方で、フロリダ州最高裁判所は、2021 年 8 月 26 日、apex doctrine をフロリダ州民事訴訟規則に組み入れる形で成文化した。

成文化にあたって契機となった事案は、Suzuki Motor Corporation に対する製造物責任訴訟であった。原告の Scott Winckler は、自身のバイク事故に関し、Suzuki Motor に対し、ブレーキの故障を理由とする製造物責任訴訟を提起した。ディスカバリーの過程で Winckler は Suzuki Motor の会長であり前 CEO であった人物の証言録取を求めたため、Suzuki Motor は、apex doctrine に基づき保護命令の申し立てを行ったというものである。

フロリダ州地方裁判所は apex doctrine の適用を認めず、また、同控訴裁判所⁴においても、フロリダ州においては、apex doctrine は政府の上級職員に関してのみ明確に認められており、企業において apex doctrine を適用した判例はないとして、地方裁判所の判断は法律の基本要件からの離脱はないと判断した。

Suzuki Motor は、フロリダ州最高裁判所に判断を求めたため、フロリダ州最高裁判所は、apex doctrine について判断を行った⁵。具体的には、apex doctrine の効率性や嫌がらせを排除するという原則は、私的領域においても同様に説得的であり、企業の職員を政府職員と同様に保護しない理由はないとして、フロリダ州民事訴訟規則を改正し、政府の上級職員のみならず企業の上級役員も対象とした apex doctrine を新たに組み入れることを決定した。

⁴ Suzuki Motor Corp. v. Winckler, 284 So. 3d 1107 (Fla. 1st DCA 2019)

⁵ In re Amendment to Florida Rule of Civil Procedure 1.280, No. SC21-929 (Fla. 2021)



新たな apex doctrine に関する規定⁶は、保護命令に関する規定とは別に設けられ、上級の政府又は企業職員は、訴訟に関する事柄について固有の個人的知識を有していないことを説明する⁷宣誓書を提出し、証言録取の対象とならない旨の命令を求めることができ、裁判所は、証言録取を求める当事者が他のディスカバリーを尽くしたこと、そのようなディスカバリーでは不十分であること、及び当該職員が開示し得る情報について固有の個人的知識を有していることを証明しない限り、証言録取を禁ずる命令を出すというものである。また、上級職員であることの立証責任は、証言録取を拒否する当事者にあるとした。

なお、フロリダ州最高裁判所は、政府や企業の職員は、apex doctrine に関する規定の適用とは別に、従前の保護命令の規定に基づく申立ても可能であるとしている。

4. まとめ

以上のように、昨今米国の州裁判所では、apex doctrine を巡って異なる判断が示されており、今後も連邦裁判所及び各州の裁判所の動向に注目すべきである。

⁶ Florida Rule of Civil Procedure 1.280 (h) Apex Doctrine. A current or former high-level government or corporate officer may seek an order preventing the officer from being subject to a deposition. The motion, whether by a party or by the person of whom the deposition is sought, must be accompanied by an affidavit or declaration of the officer explaining that the officer lacks unique, personal knowledge of the issues being litigated. If the officer meets this burden of production, the court shall issue an order preventing the deposition, unless the party seeking the deposition demonstrates that it has exhausted other discovery, that such discovery is inadequate, and that the officer has unique, personal knowledge of discoverable information. The court may vacate or modify the order if, after additional discovery, the party seeking the deposition can meet its burden of persuasion under this rule. The burden to persuade the court that the officer is high-level for purposes of this rule lies with the person or party opposing the deposition.

⁷ なお、フロリダ州最高裁判所は、当該説明については、当該職員の地位と訴訟において問題となっている事実との関係を示すものである必要があり、裁判所及び相手方が、固有の個人的知識を有していないとの当該職員の主張が表面的にもっともらしい (facial plausibility) と評価できるものでなければならないとしている。